

○岩国市生活交通バス広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩国市生活交通バスの広告の取扱い等に関し、岩国市広告掲載要綱（平成19年1月1日制定）及び岩国市広告掲載基準（平成25年10月7日制定）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 車内広告
- (2) 車外広告
- (3) バス待合所上屋ポスター
- (4) バス停の命名権
- (5) 時刻表等の印刷物

(広告の規格等)

第3条 前条各号に規定する広告の規格、掲載料、掲出期間は、別表のとおりとする。

(広告原稿の提出)

第4条 広告主が掲載しようとする広告（原稿を含む。）は、広告主の負担により、市長が指定する方法で作成したものとし、広告の提出期限は市長が定める日とする。ただし、第2条第4号の広告主については、この限りでない。

(免責)

第5条 広告の掲載中やむを得ない事由によって損壊した場合又は車両故障その他の事情により、広告の目的を達せられない場合にあっても、市長は損害の責任を負わないものとする。

(中止等)

第6条 市長は、業務上必要と認めるときは、広告掲載中であってもその掲載を中止し、又は契約を解除することができる。

(掲載料の減免)

第7条 次の各号のいずれかに該当する広告に対しては、その掲載料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他これに準ずるもの又はその依頼によるもの
- (2) 市が共催、後援する場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたもの

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年11月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に、バス停の命名権に相当する広告掲出を実施しているものについては、この要領の規定を適用しない。

附 則（平成26年4月1日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日）

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 種別 | 規格 | 掲載料 | 掲出期間 |
|-----------------|---|---|---------------------------|
| 車内広告 | ポスター 37cm×52cm (B3判) | 1か月1枚 1,650円 | 1か月以上 |
| | 側窓ステッカー (運転席及び助手席は除く) 18cm×50cm | 〃 275円 | 〃 |
| | 後部窓ステッカー 20cm×80cm | 〃 825円 | 〃 |
| 車外広告 | 自動車用マグネットシート 30cm×50cm | 〃 1,430円 | 〃 |
| バス待合所上屋 ポスター | 37cm×52cm (B3判) | 〃 825円 | 1か月以上 |
| | 74cm×52cm (B2判) | 〃 1,650円 | 〃 |
| バス停の命名権 | バス停から至近距離に店舗等の建築物を有する者又は建築物の名称をバス停の名称とする。ただし、バス停の名称として、適当と判断できるものに限る。 | 年 22,000円 ただし、バス停の借地料等が発生する場合は、当該借地料と相殺することができる。 | 年単位。ただし、バス停が廃止された場合は、当該期間 |
| 時刻表等の印刷物 | 時刻表の広告 1区画4cm×8cm (複数区画での掲載も可) | 1区画 11,000円 | 同一印刷物で1年間 |